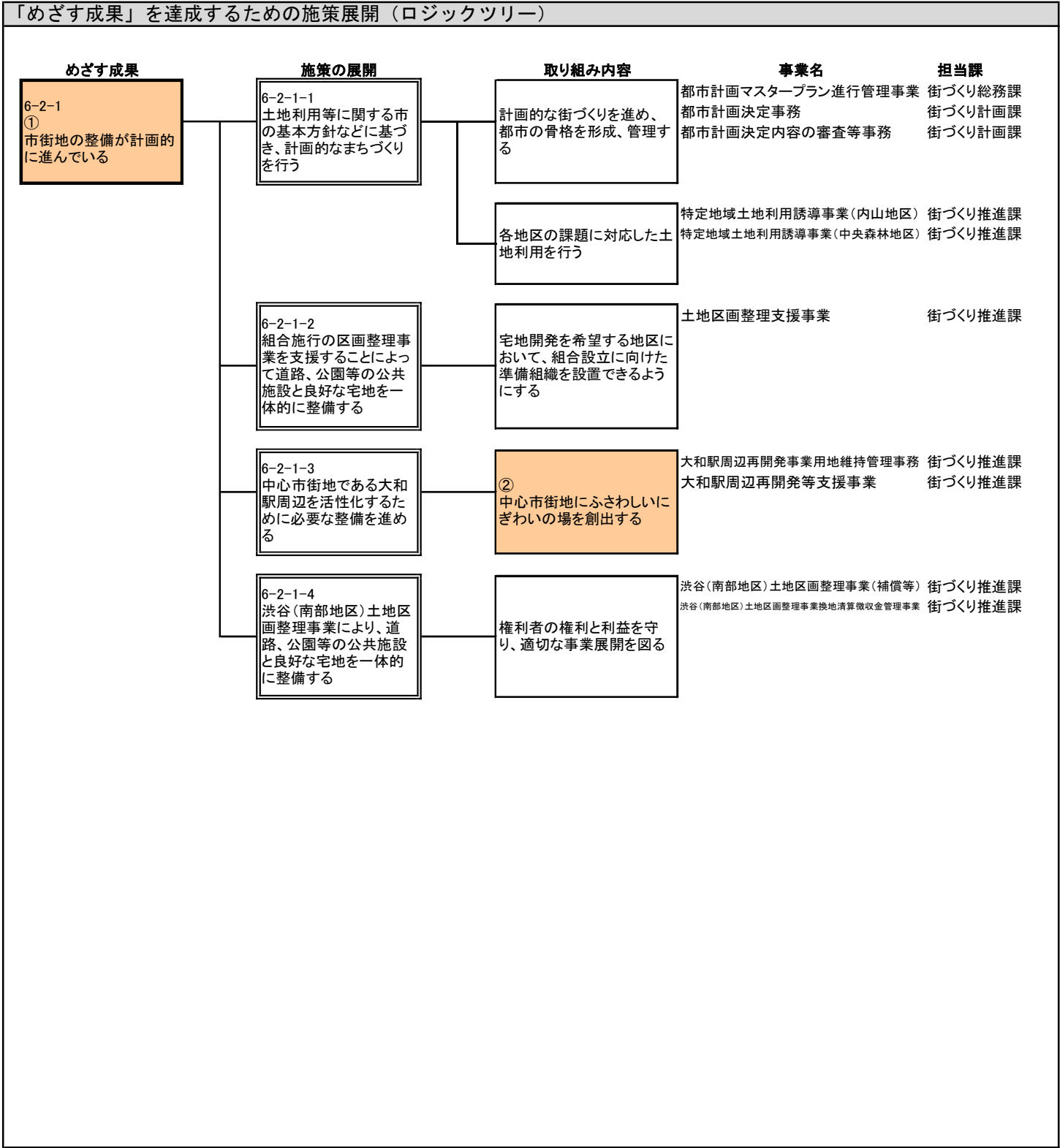


令和３年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
健康領域	まちの健康	
基本目標	6	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	6－2	快適な都市の基盤を充実する
めざす成果	6－2－1	市街地の整備が計画的に進んでいる
	6－2－2	良好なまち並みが形成されている
	6－2－3	道路や公園を快適に利用している



所 管 部		街づくり施設部				
【成果を計る主な指標】						
指標の名称		前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）				
		計画当初値	実績値（Ｒ１）	実績値（Ｒ２）	中間目標値（Ｒ３）	最終目標値（Ｒ５）
①	土地区画整理事業などによる市街地整備の割合	５８．０％	６０．５％	６０．５％	６０．９％	６１．２％
②	プロムナードにおける１日あたりの通行者数	３１，９９２人	３２，０３４人	２７，０２４人	３２，９５０人	３３，６００人
【令和２年度までの主な取り組み内容及び今後の方針】						
施策の展開		主な取り組み内容		今後の方針		
土地利用等に関する市の基本方針などに基づき、計画的なまちづくりを行う		■平成9年に策定し概ね20年後を目標年次として、土地利用の誘導や都市基盤の整備などに取り組み、平成22年には社会の変化に対応するために一部改定した都市計画マスタープランを、今後の社会経済情勢の変化や多様な持続可能で総合的な都市づくりを推進するため、全面改定を実施しました。 ■新たな基準により生産緑地地区の追加告示を行い、都市環境の保全等のため特定生産緑地の指定を進めました。 ■内山地区、中央森林地区においては、市街化区域編入に向けた関係機関との協議や業務委託による交通協議資料作成を行いました。		■都市計画マスタープランの進行管理において、都市づくり及びまちづくりの進展や社会情勢の変化など本市を取り巻く様々な状況変化を注視していきます。 ■所有者の意向を基に、生産緑地地区の追加や特定生産緑地の指定に向けた事務を適正に行います。 ■内山地区において市街地整備の誘導方針に基づき、段階的な市街化区域編入を行うために、未賛同権利者に対し、引き続き説明等を行います。 ■関係機関との協議をさらに進め、地元の意向を踏まえた市の地区計画（案）作成し、合意形成を図ります。		
組合施行の区画整理事業を支援することによって道路、公園等の公共施設と良好な宅地を一体的に整備する		■令和元年度及び2年度については、支援の対象となる区画整理事業がなかったため、明示的な取り組みは実施していません。		■土地区画整理事業準備組織が立ち上がった際に、活動内容に応じて補助金交付内容を精査したうえで助成を行います。		
中心市街地である大和駅周辺を活性化するために必要な整備を進める		■街づくり推進事業用地について、良好な状態を保ちながら適正・有効に活用できるようにするため、草刈りを含む清掃を実施し、適切に維持管理しました。		■大和駅東側第４地区第一種市街地再開発事業が完了したため、街づくり推進事業用地について、行政財産としての新たな利用方法や管理方法等の見直しを検討していきます。		
渋谷（南部地区）土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設と良好な宅地を一体的に整備する		■渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行地区内の土地所有者のうち、清算金の分割・延長徴収権利者に対して、清算金の徴収、督促及び差押等の滞納処分を行いました。		■分割・延長徴収を希望した場合の納付期限は最大令和10年までとなるため、事業を継続していきます。		